

令和8年度 甲種防火管理新規講習実施要項

- 1 講習種別
消防法施行令に基づき、甲種防火管理者の資格を付与するために行う講習
- 2 講習日時
第1日目 令和8年8月6日(木)
受付9時20分～9時50分 講習9時50分～16時40分
(科目免除者は12時40分～12時55分受付)
第2日目 令和8年8月7日(金)
受付9時20分～9時50分 講習9時50分～16時10分
- 3 講習場所
苅田町中央公民館 第5研修室 (京都郡苅田町京町2丁目5番地)
- 4 受講定員
80名
※定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申し込みください。
- 5 受講資格
防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することのできる管理的または監督的な地位にある者
- 6 講習科目の免除
次の(1)又は(2)の修了者は、本講習の講習科目のうち「防火管理の意義と制度」を免除します。
(1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
(2) 自衛消防業務講習の課程を修了している者
- 7 申込受付期限
(1)優先受付
苅田町、行橋市に居住または勤務されている方
受付期間：令和8年6月1日(月)～令和8年6月12日(金)の9時00分～17時00分
(2)一般受付
優先受付で定員に満たない場合は、居住地、勤務地に関係なく受付け
受付期間：令和8年6月15日(月)～令和8年7月3日(金)の9時00分～17時00分
- 8 必要書類及び受講費用
(1) 受講申込書 1部(受講申込書は消防本部予防課予防係へ直接取りに来られるか、苅田町ホームページよりダウンロードしてください。)

- (2) 受講費用（テキスト代金含む） **4,000円**
- (3) 写 真 1枚（6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景のもの 縦3cm×横2.5cm）
- (4) 科目免除申請者は、資格を証する免状又は修了証のコピーを添付してください。

9 問い合わせ・申込先

苅田町消防本部 予防課 予防係（TEL093-434-0299）

※郵送、FAXによる受講申し込みはできません。

【受講される皆様へ注意事項】

- ・ 事前に受講申込手続きをされてない方は受講できません。
- ・ 受講申し込み手続き後は、受講者の変更はできません。
- ・ 講習会当日は、受講票及び筆記用具を必ずご持参ください。
- ・ テキストは、当日会場で配布します。
- ・ 申し込み時に受講者の本人確認をおこないますので、身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。
- ・ 遅刻、早退、一時退席等は認められません。
- ・ 2日間連続して受講しないと修了証は交付できません。
- ・ 申込期限後の返金はいたしませんのであらかじめご了承ください。受講できなかった場合は、テキストのみお渡ししますので各自で受け取りに来てください。（講習日から3ヶ月経過しても取りに来られない場合は、当方にて処分いたします。）
- ・ 苅田町内に避難指示等の「避難情報」が出ている場合や台風の接近など、状況により講習会前日や当日に急きょ講習を延期又は中止する場合があります。テレビや緊急速報メールなどでこれらの情報を確認された場合は、電話にて講習の実施状況を受講者本人が必ず連絡ください。（この場合、受講費用は返金いたします。）
- ・ 講習の中止に関することや欠講等、受講当日のご連絡・問合せは、苅田町消防本部（代表TEL 093-434-0119）、または申し込み窓口（予防課TEL093-434-0299）をお願いいたします。
- ・ インボイス制度には対応していません。